



茨城県非常事態宣言等影響緩和

茨城県事業者支援一時金

(中小企業・個人事業者等対象)

主な事業（売上の50%以上を占める事業）が、県の非常事態宣言等に伴う、営業時間短縮要請や不要不急の外出自粛要請の影響を受け2021年8月又は9月の売上が2020年（又は2019年）の同月比で30%以上減少した県内事業者に対し、一時金を支給します。

※ 対象となる事業者の具体例については裏面をご確認ください。

支給額(1事業者あたり)

【一般枠】 **20万円 ~ 500万円** (1回限り)

※ 事業規模（年間売上高（税抜））により、支給額が異なります。

【酒類枠】 **法人:20~60万円/月 個人:10~30万円/月** (最大2ヶ月分)

※ 月間売上の減少割合等により支給額が異なります。

※ 売上状況を審査した結果、上記金額に満たない場合があります。

※ 酒類製造免許又は酒類販売業免許を所有する事業者は、一般枠又は酒類枠（地方創生臨時交付金協力要請推進枠活用）のいずれかを選択して申請できます。

本一時金は、事業所得に区分されることから課税対象となります。

受付期間

※当日消印有効

令和3年10月29日（金）から**令和3年12月28日（火）**

申請方法

申請要領などを必ず県HPで確認の上、申請ください。

電子申請（県のホームページからアクセス：URL裏面）

※添付書類の合計が20MBを超えると申請できません。20MBを越える場合は、原則書面申請としてください。

500KBの写真40枚程度までは添付可能ですので目安としてください。

書面申請（簡易書留などの郵便物の追跡ができる方法により、以下へ送付）

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6 茨城県事業者支援一時金審査デスク 宛

茨城県事業者支援一時金 相談窓口

電話：029-301-5558（平日9時から17時）

※相談内容が複雑な場合には、対面やWEBでの相談対応もできますのでお問合せください。

お問い合わせ先